

為替特約付外貨定期預金「プレミアムプラン」

(平成 26 年 1 月 6 日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商 品 名	為替特約付外貨定期預金「プレミアムプラン」
2. 取 扱 通 貨	米ドルに限ります。
3. ご 利 用 先	・ 個人(満 20 歳以上)および法人のお客さま ・ 取引時確認済の本人名義円普通預金口座および外貨普通預金口座をお持ちのお客さま (お持ちでないお客さまは、お申込みいただきます。)
4. 取 扱 店 舗	ご指定の預金口座開設店とさせていただきます。
5. 募 集 期 間	原則として月 1 回、1 週間程度の募集期間を設定いたします。
6. 預 金 の 形 式	この預金は預金証書を発行いたしません。 預金証書に代えて預入金額・預入期間・為替特約等の内容を記載した預金締結内容確認書を発行します。 この確認書は満期日以降無効とさせていただきます。
7. 預 入 金 額	1 万米ドル以上
8. 預 入 単 位	1 セント (1/100 米ドル) 単位 (硬貨のお取扱いはいたしません。)
9. 預 入 期 間	原則として 3 ヶ月とします。
10. 適 用 利 率	募集時に決定させていただきます。 この利率は満期日まで適用されます。
11. 預 入 方 法	(1) 預入日 募集期間最終日の 2 営業日後をお預入日とします。 (2) 預入代り金 預入日にご指定の円普通預金口座または外貨普通預金口座からお引き落としさせていただきます。お預け入れ代り金はこの預金のお申し込み時にご指定の普通預金口座 (円または外貨) にご入金願います。 (3) 預入相場 円普通預金口座からのお引き落としの場合は、お預け入れ日の当行所定の為替相場 (原則として米ドル仲値相場) で計算した円貨額とします。
12. 特約判定日	満期日の 2 営業日前となります。 特約判定日の米ドル仲値相場を基準に満期時のお受け取りになる通貨が決定いたします。
13. 特約判定相場	満期日にお受け取りになる通貨を決定する際の基準となる為替相場です。 お預け入れ日のお預け入れ相場を基準に一定範囲の円高水準に設定いたします。 特約判定日の米ドル仲値相場と特約判定相場の判定は当行の判断により行います。
14. 特約相場	満期時に円貨でお受け取りになる際に適用する相場でお預け入れ相場と同相場に設定してあります。 特約判定日時に一定以上の円高水準に設定した特約判定相場と同じ相場かそれ以上の円高にならない限り、満期時はこの相場を適用して税引き後満期元利金を円貨でお支払いします。

項 目	内 容
15. 満期時のお支払い方法	<p>特約判定日の米ドル仲値相場を基準にお支払い通貨が決定します。満期元利金の支払通貨に関するお知らせを発行します。</p> <p>※ 特約判定日における特約判定相場との判定を証明する書面等は発行しません。</p> <p>(1) 米ドル仲値相場が特約判定相場より「円安」の場合</p> <p>自動解約を行い、満期日に税引き後満期元利金を特約相場で換算した円貨をご指定の本人名義円普通預金にご入金いたします。 ⇒「為替特約」成立</p> <p>※ 当日の仲値相場が特約判定相場より円安であっても円安のメリットは受けられません。</p> <p>(2) 米ドル仲値相場が特約判定相場と「同じ相場」かまたはそれ以上の「円高」の場合</p> <p>自動解約を行い、満期日に税引き後満期元利金を外貨のままご指定の本人名義外貨普通預金にご入金いたします。 ⇒「為替特約」不成立</p> <p>※ 円貨ベースでは元本割れのリスクが発生いたします。</p> <p>(3) 「為替特約」不成立の場合で、満期元利金を外貨でお受け取り後、円貨に換える為替相場は当日の電信買相場(T.T.B. レート※)となります。(※ T.T.B. レート=仲値-1円) ただし、満期日以降1年間は、税引き後満期元利金の範囲内で1回に限り、電信買相場プラス50銭とさせていただきます。</p> <p>※1. ドルを円にする際は、為替変動がない場合でも、この預金は預入相場(仲値相場)との差1円または50銭(上記条件適用内に限る。)がお客さまのご負担となります。</p> <p>※2. T.T.B. レートは、為替相場の変動に伴って変わります。</p> <p>※3. ご指定入金口座から円貨で払い出す際の相場によっては、円ベースで元本割れとなる可能性があります。</p>
16. 利息の計算方法	<p>(1) 利払方法 満期日以後に一括してお支払いいたします。</p> <p>(2) 計算方法 付利単位を1セント単位とし、1年を360日とする日割り片端で計算とします。</p>
17. 手数料	<p>外貨現金・外貨建T/C等でお預け入れまたはお支払いの場合は、ご指定の外貨普通預金口座を通しての手続きとさせていただきます。なお、その際には当行所定の手数料がかかります。</p> <p>また、一部お取扱できない旅行小切手もありますので、窓口にお問い合わせください。</p> <p>・米ドル建て現金によるお預け入れ・お引き出しの場合 … 入出金1米ドルにつき2円の外国通貨取引手数料</p>

項 目	内 容
18. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・米ドル建て旅行小切手による入金の場合 <ul style="list-style-type: none"> … 取引手数料（旅行小切手金額の0.05%、最低1,500円）および立替え金利 ・米ドル建て外国送金受取資金による入金の場合 <ul style="list-style-type: none"> … リフティング手数料（送金金額の0.05%、最低2,500円） ・払戻し金を米ドル建てで外国送金する場合 <ul style="list-style-type: none"> … リフティング手数料（送金金額の0.05%、最低2,000円）および外国送金手数料+電信料
19. 付加できる特約事項	<p>為替予約は満期日の前営業日(午後3時まで)に限り、税引き後満期元利金に1回限り締結することができます。</p> <p>※ 特約判定日(満期日の2営業日前)に外貨のままお支払いとなることが決まるまでは、この預金に為替予約を締結することはできません。為替予約の取り消しおよび変更はできません。</p>
20. 中途解約時の取扱い	<p>原則お取り扱いしておりません。</p> <p>ただし、当行がやむを得ないものと認めて解約に応じた場合は、解約日の外貨普通預金利率を適用した利息と元本をご指定の外貨普通預金にご入金いたします。</p> <p>また、別途解約に係る費用・手数料・損害金等を申し受けます。</p>
21. お申し込みの取り消し	<p>取り消しはお預け入れ日の前営業日午後3時までにこの預金のお申し込み取次店に当行所定の書面でお申し出ください。</p> <p>※ お預け入れ日前営業日の午後3時以降の取り消し、あるいはお預け入れ日午前10時におけるご指定の預金口座(円・外貨)に、この預金を作成する残高が不足している場合は取り消したものとみなし、別途取り消しに係る費用・手数料・損害金等をお支払いいただく場合もあります。</p>
22. 自動継続の取扱い	<p>自動継続のお取り扱いはできません。</p> <p>満期日に解約とさせていただきます。</p>
23. 税金について	<p>(1) 個人のお客さま</p> <p>① お利息は利子所得として20.315%(国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税となります。</p> <p>② 為替差益は雑所得として総合課税の対象となり、確定申告が必要となります。</p> <p>※ 年収2千万円以下の給与所得者で、給与以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告はご不要です。</p> <p>また、為替差損は雑所得から控除できます。</p> <p>③ 本預金は、マル優の適用は受けられません。</p> <p>(2) 法人のお客さま</p> <p>お利息は20.315%の総合課税となります。</p> <p>※ 確定申告および税金等についてのご質問は、お客さまご自身で税理士・会計士にご相談願います。</p>

項 目	内 容
24. リスクに関する事項	<p>本商品には、為替変動リスクがあります。</p> <p>(1) 特約成立の場合 特約判定日（満期日の2営業日前）の為替相場が、預入時に取り決めた特約判定相場よりも円安の場合には、満期日に円貨でのお受け取りとなり、円ベースでの利回りが享受できます。 ただし、預入相場を越えて円安になった場合でも、為替差益のメリットは得られません。</p> <p>(2) 特約不成立の場合 ① 特約判定日（満期日の2営業日前）の為替相場が、預入時に取り決めた特約判定相場と同じ相場かまたは、円高の場合には、満期日に外貨でのお受け取りとなります。 ② 満期元利金を外貨のまま保有される場合は、元本割れはありませんが、お受け取りになった外貨を円貨に交換する際の相場によっては、為替差損が生じ、元本割れとなる可能性があります。</p> <p>(3) 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合などには、外貨預金のお預け入れやお引き出しに応じられないこともあります。</p>
25. 金利情報	店頭にて「募集条件」のご案内を備え置きしている他、ホームページ上に掲載しております。
26. 預金保険制度	本預金は、預金保険制度の対象ではありません。
27. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金担保 <p>本預金を担保とした融資は行っていません。</p>

<当行が契約している指定紛争解決機関>

全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772